

金融審議会金融分科会第一部会

開示関係資料

平成16年12月24日

目 次

| | |
|--|---|
| 1 ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(発表文) | 1 |
| 2 米企業会計改革法(Sarbanes-Oxley Act)セクション404における内部統制報告書の概要 | 3 |
| 3 日本公認会計士協会による「監査時間数の調査」結果の概要 | 4 |
| 4 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認 | 5 |
| 5 課徴金制度の概要 | 6 |
| 6 主要国における開示規制違反に対する課徴金・制裁金の賦課限度額 | 7 |
| 7 コーポレート・ガバナンスに関するディスクロージャー | 8 |

1 ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(発表文)

〔平成 16 年 11 月 16 日〕
金 融 庁

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について

10 月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明している。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しており、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向け、以下の方策を強力に推進していくものとする。

1. 有価証券報告書等の審査体制

- (1) 来年 7 月から有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管する。これに伴う審査体制全体のあり方を金融庁総点検プロジェクトの一環として検討する。
- (2) 開示義務違反等に係る情報収集の強化を図るため、ディスクロージャー・ホットラインを開設する。
- (3) 開示書類に係る分析能力の向上に向け、EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の機能充実、特に、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）化に向けた動きを加速する。このため、関係諸団体による「EDINET の高度化に関する協議会」を発足させる。
- (4) 全開示企業に対し、株主の状況等についての開示内容を自主的に点検し、必要があればすみやかに訂正報告書等の提出を行うよう、各財務局を通じて指示する。

2. 公認会計士等に対する監督

- (1) 開示会社の有価証券報告書等において、監査人の監査体制や監査継続年数についての開示を検討する。
- (2) 公認会計士・監査審査会において、個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、長期間監査

を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリングを実施する。このため、これらの項目に重点を置いた品質管理レビューの実施を日本公認会計士協会に要請する。

3．開示制度の整備

開示制度をめぐる、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項についての検討を要請する。

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方
- (2) 継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方
- (3) コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方（内部監査の組織・人員・手続、会計監査人の監査体制・監査継続年数（再掲）等）
- (4) 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方

4．市場開設者に対する要請

会社情報の適時適切な開示の確保等に向け、各証券取引所においても、上場規則の見直しなど所要の措置が講じられるよう、各市場開設者に対応を要請する。

2 米企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)セクション404 における内部統制報告書の概要

(2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

米企業改革法セクション404及びRegulation SKにより、SEC登録会社は、年次報告書に、財務報告のための適切な内部統制の構築・維持の責任を明らかにし、当該内部統制の有効性の評価結果を記載した内部統制報告書を含めなければならない。

SEC登録会社は、経営者による内部統制の有効性の評価を合理的にサポートするための文書を含む、証拠を維持しなければならない。

さらに、当該会社の監査人は、内部統制報告書における有効性評価について、監査を実施しなければならない。(SEC登録企業は、2004年11月15日以降の決算期から、SECに登録している日本企業は2005年7月1日以降の決算期から適用。)

3 日本公認会計士協会による「監査時間数の調査」結果の概要

1. 調査の概要

海外（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びカナダ）と日本のデータについて、各業種別に連結総資産額又は連結売上高を独立変数、監査時間数を従属変数とした散布図を作成し、単回帰分析による開示直線を求めた。

散布図から海外、日本のデータが実際に存在する近辺の連結総資産額又は連結売上高を各々4箇所選定し、それらにおける監査時間数の差を倍率として求めた。

2. 調査の結果

(1) 監査総時間数の分析結果

海外における監査時間数は、連結総資産額又は連結売上高を変数とした監査時間数の分析のいずれにおいても、相関係数の低い表1の「サービスその他」を除き、日本の監査時間数の概ね1.1倍から2.8倍となることが判明した。

表1 総資産額を変数とした監査時間数の分析

| 業種 | 連結総資産額 | 海外/日本 | サンプル数 | 相関係数 | 倍率 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-----------|
| 金融 | 25兆円以下 | 海外 | 22 | 0.724 | 1.98～2.57 |
| | | 日本 | 17 | 0.923 | |
| 製造 | 3兆5千億円以下 | 海外 | 31 | 0.658 | 2.66～2.82 |
| | | 日本 | 28 | 0.711 | |
| サービス その他 | 2兆5千億円以下 | 海外 | 33 | 0.455 | 0.94～2.03 |
| | | 日本 | 17 | 0.937 | |

表2 売上高を変数とした監査時間数の分析

| 業種 | 連結売上高 | 海外/日本 | サンプル数 | 相関係数 | 倍率 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-----------|
| 金融 | 4兆円以下 | 海外 | 30 | 0.905 | 1.99～2.62 |
| | | 日本 | 21 | 0.923 | |
| 製造 | 1兆4千億円以下 | 海外 | 26 | 0.821 | 1.11～2.65 |
| | | 日本 | 26 | 0.904 | |
| サービス その他 | 5兆円以下 | 海外 | 37 | 0.584 | 1.57～2.83 |
| | | 日本 | 17 | 0.933 | |

(2) 監査業務内容別の構成割合分析結果

入手した海外及び日本の監査時間数を内容別に4区分し、その構成割合を求めた。

総合的に比較分析すると、日本では報告書作成他に係る負担が軽いものの、監査計画と統制評価手続に費やす時間が海外に比べて不足しており、その分を実証手続で補っていると想定することができる。

表3 監査業務内容別の構成割合分析

(単位: %)

| 業種 | 区分 | 監査計画 | 統制評価手続 | 実証手続 | 報告書作成他 |
|-------------|----|------|--------|------|--------|
| 金融 | 海外 | 12 | 35 | 29 | 24 |
| | 日本 | 6 | 27 | 55 | 12 |
| 製造 | 海外 | 14 | 29 | 40 | 17 |
| | 日本 | 7 | 25 | 54 | 14 |
| サービス その他 | 海外 | 8 | 33 | 42 | 17 |
| | 日本 | 7 | 31 | 53 | 9 |
| 総合 | 海外 | 13 | 31 | 36 | 20 |
| | 日本 | 7 | 27 | 54 | 12 |

(備考) 平成16年9月16日に公表された日本公認会計士協会「監査実務の充実に向けて」より抜粋。

4 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認

企業内容等の開示に関する内閣府令

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくは八からホまで又は第二号ホに掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ~ホ (略)

へ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二 外国会社 (略)

2 (略)

企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

(代表者による適正性の確認)

5 - 29 - 2 開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨

当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容

当該確認について特記すべき事項

なお、開示府令第17条第1項第1号へ又は第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

5 課徴金制度の概要

現行証券法：不公正取引・開示義務違反について刑事罰を中心とした実効性確保(インフォース)体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入（16年6月証券取引法改正、17年4月施行）

個人投資家も含め、誰もが安心して参加できる証券市場へ

制度の概要

1. 対象とする違反行為

不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等）
有価証券届出書の虚偽記載（新規発行時の届出時）

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（注）インサイダー取引等については、「重要事実公表後の株式等の価額」から「重要事実公表前に購入した株式等の価額」を控除する方法等により算出。

有価証券届出書の虚偽記載については、過去に決算発表を行なった会社の重要事実の発表の有無による株価変動率の差異のデータを踏まえ、募集・売出し金額の一定割合（債券は1%、株式は2%）を法定。

3. 課徴金賦課手続

証券取引等監視委員会で調査・勧告。内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が課徴金命令を発出。

6 主要国における開示規制違反に対する課徴金・制裁金の賦課限度額

| アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス | 韓国 |
|--|---|--|--|---|
| <p>証券法及び証券取引所法において、行為の悪質性等に従って上限を引上げることを規定。</p> <p>自然人に対しては5千ドル（6.5千ドル）まで、法人に対しては5万ドル（6万ドル）まで</p> <p>違反内容が、詐欺、相場操縦、故意または無謀な法の無視による場合、自然人に対しては5万ドル（6万ドル）まで、法人に対しては25万ドル（30万ドル）まで</p> <p>の違反に該当し、直接または間接に、他人に多額の損失もしくは損失の危険を与え、または違反者に多額の利益をもたらした場合、自然人に対しては10万ドル（12万ドル）まで、法人に対しては50万ドル（60万ドル）まで</p> <p>違反の結果として、上記金額よりも多額の利益が違反者にもたらされた場合には、その利益の金額まで</p> <p>（注）カッコ内は債務徴収改善法に基づくインフレ調整による上限額。</p> | <p>金融サービス市場法において、金融サービス機構（FSA）は、違反に対して適切と判断する額の制裁金を課することができるものと規定。</p> <p>金額の算定に当たっては、FSAのマニュアルにおいて、次の8項目を考慮することとしている。</p> <p>行為の深刻さ 違法行為が故意又は過失か 制裁金の対象者が個人か そうでないか 得られた利益又は回避された損失 違法行為後の行動 懲戒記録と法令遵守歴 過去に類似のケースでFSAが取った行動 他の規制機関が取った行動</p> | <p>有価証券取引法及び販売目論見書法において、行為類型毎に上限額を規定。</p> <p>【150万ユーロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引所での価格に重要な影響を及ぼすような情報の開示違反 <p>【50万ユーロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目論見書公告義務違反 取引所認可書の承認を要する場合の未承認公募 <p>【10万ユーロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募の公告における期限と方式違反 <p>【5万ユーロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目論見書及びその変更の事前届出義務違反 目論見書の公告形式違反等 | <p>通貨金融法典において、金融市場庁（AMF）は、150万ユーロを超えない額の過料、又は利益が実現しているときはその額の10倍を超えない額の過料を宣告することができるものと規定。また、過料の額は、犯された違反の重大性に比例し、かつ当該違反により実現された利益又は利潤に関連したものでなければならないものと規定。</p> | <p>証券取引法において、行為類型ごとに上限額を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券募集・売出し申告書等の虚偽記載等については、募集価額又は売出し価額の100分の3（20億ウォンを超えるときは20億ウォン）を上限とする。 事業報告書等の虚偽記載等については、1日平均取引額の100分の10（20億ウォンを超えるときは20億ウォン）を上限とする。 <p>また、政令において、課徴金の賦課金額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反行為の内容 違反行為の期間 違反行為により取得した利益の規模 <p>等を参酌の上、算定すると規定。</p> |

7 コーポレート・ガバナンスに関するディスクロージャー

有価証券報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式）

（記載上の注意）

- (31 - 2) コーポレート・ガバナンスの状況
第二号様式記載上の注意(52 - 2)に準じて記載すること。

有価証券届出書（企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式）

（記載上の注意）

- (52 - 2) コーポレート・ガバナンスの状況
- a 提出会社の企業統治に関する事項(例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容(社内取締役と社外取締役に区分した内容)、監査報酬の内容(監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容))について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - b 提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。